

公有財産台帳の登録誤り

対象受検機関	検出事項						是正を求める事項
北部農と緑の総合事務所	借用財産について、公有財産台帳への登録を行っていないものがあった。						検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b> (借用財産)</p> <p>第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>2 登録した借用財産の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p><b>【公有財産事務の手引】</b> 第2章 公有財産の取得 第3節 借用</p> <p>府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。</p> <p>借用財産は、公有財産ではないが、公用又は公共用に供するために借用する財産は公有財産と同様に管理する必要がある。その用に供するために土地や建物を1年以上の期間借用する場合は、公有財産台帳等管理システムに登録すること。</p> </div>
	土地	箕面市大字粟生間谷開成皇子墓	1,040.58㎡	公園敷地	無償	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで	
	土地	箕面市粟生間谷 箕面国有林268ほ1林小班内 外	4,990㎡	その他用地 遊歩道	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
	土地	箕面市粟生間谷 箕面国有林270ホ林小班内	5,604㎡	その他用地 公園	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
	土地	箕面市箕面 箕面国有林274ハ林小班内 外	16,470㎡	その他用地 公園	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
	土地	箕面市箕面 箕面国有林276イ1林小班内 外	4,844㎡	その他用地 公園	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
	土地	箕面市下止々呂美外 箕面国有林267に1林小班内 外	28,307㎡	その他用地 遊歩道	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
	土地	箕面市粟生間谷外 箕面国有林269ほ1林小班内 外	32,960㎡	その他用地 遊歩道	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
	土地	箕面市粟生間谷 箕面国有林268ロ1林小班内 外	2,420㎡	その他用地 公園	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで	
土地	箕面市下止々呂美外 箕面国有林273に1林小班内 外	3,977㎡	その他用地 遊歩道	無償	令和6年10月1日から令和11年9月30日まで		

	土地	箕面市下止々呂美 箕面国 有林273ろ1林 小班内 外	20,919m <sup>2</sup>	その他用 地 公園	無償	令和6年10月1日から 令和11年9月30日まで	
--	----	-----------------------------------	----------------------	--------------	----	-----------------------------	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月6日）